

島本町総合計画審議会傍聴要領

1 趣旨

この要領は、島本町総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴の手続

(1) 傍聴の受付は、会議の会場の入口において、会議の開催時刻の30分前から先着順に行う。傍聴の希望者は傍聴希望者受付表に氏名・住所を記入し、島本町総合計画審議会の長（以下「会長」という。）の許可を受ける。

なお、会議開始後の傍聴は、原則として認めないが、会議の休憩時に傍聴の希望があり、会長が許可した場合はこの限りでない。

(2) 傍聴の受付開始時に傍聴の希望者が傍聴定員を超えるときには、抽選により傍聴者を決定する。

3 傍聴を許可しない者

次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

(1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者

(2) 旗・のぼり・プラカード等の示威行為のための物を携帯している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

4 傍聴者の守るべき事項

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てること等、議事を妨害しないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。

(5) 携帯電話の電源を切ること。

(6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(7) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。

(8) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。

(9) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 違反者に対する措置

傍聴者が会議を傍聴するに当たりこの要領に違反したときは、会長は注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができることとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成20年12月24日から実施する。